

第108回 人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和元年 8 月 30 日（金） 13:00～15:30

2 場 所 総務省第 2 庁舎 7 階中会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、東京都

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室：中原室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、第 108 回人口・社会統計部会を開催いたします。

皆さま、お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、8 月 5 日に開催いたしました前回部会に引き続きまして、賃金構造基本統計調査の変更について審議を行います。

本日の部会は 15 時までを予定しておりますけれども、予定の時間を若干過ぎる可能性もあるかと思えます。そのような場合、御予定のある方は、退席していただいて結構です。

それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）付 本日の配布資料は、資料 1 として、前回部会において整理・報告を求められた事項に対する調査実施者の補足説明資料、資料 2－1 として、審査メモ、資料 2－2 として、審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、参考資料としまして、これまでに開催された 3 回分の部会の議事概要をお配りしております。また、昨日開催された統計委員会に、前回部会までの審議状況を報告した際に、委員から御意見がございましたので、席上配布資料として、その要旨をお配りしております。

資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本日の部会の進め方についてですけれども、本日の部会では、前回部会において、審議

を見送りました初任給額に係る調査事項の削除の件を含めまして、委員等から整理・報告を求められた事項について、調査実施者からの補足説明を踏まえて、審議することといたします。

それでは、審議に入る前に、昨日、8月29日開催の統計委員会において、前回部会の審議状況について報告を行った際、委員から本調査に対する御意見がありましたので、その内容について、事務局から紹介してください。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、昨日の委員会における委員からの御意見について、紹介させていただきます。1枚紙の席上配布資料を御覧ください。

まず1点目です。西村委員長から、「一般労働者だけでなく、短時間労働者についても最終学歴を把握することとした点については、政策的な視点からも、重要なデータとなり得るものであることから、賛同する」との御発言がありました。

また、西村委員長からは、「事業所票の新規学卒者の初任給額や、個人票の「通勤手当」等の各種手当を削除することについては、部会で丁寧かつ慎重に御審議いただいているが、今後代替するとしているデータが、これまでと遜色ない形で代替可能と言えるのかどうか。厚生労働省にはバグデータをしっかりと提示して、説明責任を果たしてもらった上で、削除することの妥当性について、引き続き御審議いただきたい」といった御発言がありました。

これについて、部会長からは、「代替可能性に係る1つの視点として、過去と同等の水準で代替するには、どうすればよいかということであるが、これ以外にも、報告者の負担軽減や統計の正確性が、どれだけ保障されるのかという観点からも審議している」といった御発言がありました。

これに対して、西村委員長からは、「項目の削除や別のデータで代替することについては、本調査結果に対する注目が高いことも踏まえると、かなり慎重に考えるべきである。また、代替する理由や、どの情報をどのような形で把握するのが望ましいのかという、代替後の方向性についての明確な考え方がないと、説明責任を果たしたことはない。代替することができれば、調査が楽になると考えがちであるが、それでは問題の本質が解決したことにはならず、むしろ解決の先送り、もしくは解決を遅らせる形になってしまう」といった御発言がありました。

また、宮川委員からは、「最低賃金については、最近、非常に注目されており、様々な利害関係者との調整の上で決定されているものと思うが、厚生労働省は、そういった幅広いユーザーにも、本調査項目を削除しても問題がないということを確認しているのか」といった御質問がありました。

これに対し、厚生労働省からは、本日のこの部会において、「本調査が最低賃金の決定にどのように利用されているのか説明した上で、今後、一般統計調査として実施されています最低賃金に関する実態調査で代替することとしても問題はない旨を説明したいと考えている」といった御発言がありました。

これを受けまして、部会長からは、「重要な政策の基礎データであるので、慎重に審議し

たい。本調査事項は、対象とする職種、事業所規模を限定して調査しており、その背景事情等が、現在においても妥当性があるのかどうかということ、また、本調査が基幹統計調査であるのに対し、一般統計調査で代替することが適切かどうか議論になっており、これについては、厚生労働省に追加的な説明を求めているところである」といった御発言がありました。

最後に、西村委員長からは、「似たようなものがあれば、それで代替すれば良いという話ではなく、代替として適切かどうか重要なのであり、その点についての明確な説明をお願いしたい。本調査で調べているものと、代替する調査で調べているものとは、かなり正確が変わってくる可能性もあるため、そういうことも含めて、十分に利用可能と言えるのかどうか、しっかりと説明責任を果たしていただいた上で、削除することの妥当性について、審議していただきたい」といった御発言がありました。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の統計委員会における御意見につきましては、適宜、関係する論点に係る審議の中で、併せて検討したいと思います。

それでは、資料1に基づきまして、部会において、整理・報告が求められた事項について審議を行います。

前回部会では、4つの点について、整理・報告を求めたところです。

まず、1点目につきましては、初任給額を把握する調査事項の削除に関連して、労働者抽出率1/1以外の事業所における事業所票と個人票による代替集計結果との開示の状況、そして、仮に個人票を用いた代替集計により対応する場合、推計精度の向上の観点から、新規学卒者か否かを把握する項目や、新規学卒者の採用人員を把握する項目を追加する余地などについてです。

2点目といたしまして、労働者の通勤手当等、3手当の削除に関連いたしまして、まず、今後、本調査に代替するとしている最低賃金の実態に関する調査について、これまでの本調査結果と比較した調査結果の正確性・偏りの問題、そして、最低賃金の審議に使用されている本調査及び最低賃金の実態に関する調査の具体的なデータの内容と、審議における具体的な利活用状況についてです。

3点目といたしまして、労働者の職種区分の見直し等に関連して、現行の職種区分から見た新職種区分との対応表についてです。

そして、4点目として、集計事項の変更に関連し、推計労働者数の多い職業区分に係る学歴別又は雇用形態別のクロス集計として、具体的に予定している集計事項の内容について、調査実施者に整理・報告を求めたところです。

それでは、これらの整理・報告を求められた事項に対する回答について、資料1に基づき、厚生労働省から説明をお願いします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 それでは、資料1に基づきまして説明いたします。

まず資料1、1番目、「調査事項の変更」。今回の事業所票によりまず初任給調査の廃止

の理由につきましては、7月26日の部会でも説明させていただいたところです。主には事業主負担の軽減というのと、個人票のデータが非常に注視されている中、そちらに記入者は注力してほしい、そういったことなどを理由としておりますが、この新規学卒者の初任給額及び採用人員を把握する調査事項の削除への対応につきまして、これまでの部会での御意見などを踏まえて再検討いたしまして、その結果について、まず説明いたします。

個人票で、新規学卒者を特定できる方式に変更した上で、所定内給与額を集計して、初任給額として公表したいと考えております。今後の賃金構造基本統計調査における新規学卒者の初任給額、このイメージですけれども、通勤手当を含むものとして定義することで考えております。具体的にはこの資料のイメージのように、個人票において、対象労働者が新規学卒者に該当する場合にはマルを付けていただく方式に改めることとして考えております。集計事項としては従来と同様のものを考えているところです。従来 of 事業所票による方式から、この新方式に変更することによりまして、報告者の負担軽減及び行政事務コストの削減が図れると考えております。職種等の他の調査項目と同様の調査方法となりまして、事業所ごとの最頻値の初任給というわけではなく、労働者ごとの初任給額を把握できるようになるメリットがあると考えています。

また、これまでの部会で御提案させていただいていた代替集計による方式と比べますと、報告者の記入負担をさほど増加させることなく、浪人、留年等を経た、典型的でない年齢の新規学卒者の把握洩れ、又は短時間での再就職者、そうしたものの紛れを排除できる利点があると考えております。

なお、新方式では、初任給額が通勤手当を含んだものと定義しますため、従来の初任給額との差が生じることとなりますけれども、現行の初任給データにつきましては、これまでも説明しておりましたが、行政運営等で重要な指標、又は給付額等に直接利用されているところはないということで、行政運営上、特段の支障は生じないと考えています。ただし、初任給データにつきましては、民間企業等における初任給決定の際の参考や、経済動向の判断に利用されると考えられることから、統計利用者の利便性を損なうことのないよう、公表に当たっては、過去との接続のデータ、これは現在お示しさせていただきます代替集計といったところの数字なのかなと考えておりますけれども、そういったものを示すなどして、十分に情報提供を行いたいと考えております。以下につきましては、これまで御指摘されてきた内容と、今回のこのような方式に変えるところの背景、そういったことも含めて説明したいと思っております。

まず①、これまで事業所において初任給額を把握した理由、また11月末に公表していた理由についてです。過去の記録を確認しましたところ、残っている記録の限りですけれども、まず昭和43～49年まで、これは部会で、これまで提案させていただいた代替集計と同様の方法で、個人票から特定の最終学歴、年齢及び勤続年数の者について集計することにより、新規学卒者の初任給額の集計を行っていた事実がございます。ただ一方で、当時、労働省職業安定局でも初任給の調査をしていたという事実もございます。ただ、当時の賃金構造基本統計調査で出していた、このような初任給の集計につきましては、中卒が15歳、高卒18歳、大卒22歳の年齢に限って、勤続年数0年と。この年齢に限った者について集

計していた状況です。

昭和 51 年に変更した際の記録、これは確たるものではないようではございますけれども、その中に残っている記述によりますと、その理由としては、ここにございますように、1 番目として、個人票の条件付けによる集計では、浪人・留年等を経た新規学卒者が集計対象にならないこと。最終学歴構成の変化。特に当時で言いますと中卒者が減少してきている。現在でも少ないところではございますけれども、そこに出すサンプルサイズを確保できないこと。それと個人票の集計と切り離すことで、早期公表が図れるといったことで、今回の方向とは逆の方向で導入した事実は実際ございました。

これについて、またやりますが、それと併せて、11 月に先行して公表した理由につきましては、どのような特定のニーズがあったかの確認はとれていませんでしたが、これは民間企業等におけます初任給額設定等のニーズに広く応えるために早期に公表していたものでないかと、推察の範囲ではございますが、考えられるところです。

なお、今回の新方式を用いることにつきまして、昭和 51 年変更時の理由のうち、1 番目は、個人票で新規学卒者を特定できると考えておりました、浪人・留年等を経た者も把握できると考えております。

2 番目です。現在調査していない中卒の新規学卒者についても、個人票にあらわれる分については把握できることとなりますが、中卒の初任給をとらなくなった背景につきましては、やはりサンプルサイズの問題等々ございましたので、どのような区分で表章するのが適当かは今後適切に判断していきたいと考えております。

3 番目につきましては、個人票による代替集計の結果公表につきまして、他の個人票の集計結果の公表と同時期とならざるを得ないということがございますが、事業所票を廃止することで全体の公表時期、従来は調査年の翌年に出すところですが、これを前倒しすることが可能ではないかと考えておりました、まずは 1 か月程度の早期化を検討しております。業務効率化による公表の早期化により、利用者の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

それと初任給額の問い合わせ状況とか、色々見ておきますと、多く問い合わせがある時期が、30 年の状況で見ますと、大体 3 月から 4 月、5 月辺りに非常に問い合わせが多い状況でした。その中を見ますと、賃金決定というよりも、マスコミからのお問い合わせといった方が多いのかと思われまして。次に多いのが、11 月が多いのですが、これは公表の時期がこの時期だったので、「いつ公表ですか」という問い合わせでして、問い合わせの時期としては、実際には、3～5 月辺りが多いのかなと考えています。

続きまして、③④です。③事業所票と個人票のマッチングによる初任給額の差異の資料についてのサンプルサイズ、④事業所票の初任給額と個人票から代替集計した初任給額が一致しない全体の 1 / 3 について、何かパターンが見られるかについてです。

マッチングによる分析のサンプル数と事業所票との一致状況、不一致の理由別内訳ですが、こちらの表のとおりです。マッチングされた個人票の中で、代替集計した初任給額が事業所票の初任給額と一致しなかった約 1 / 3 ですが、一部は最頻値を記入すると、初任給額の定義上、必然的に一致しないものでありまして、又は、一部は事業所票において、

通勤手当や超勤手当を控除していない、あるいは精皆勤手当まで控除してしまっているものなど、諸手当を実施者の意図どおりに対処していない、控除していない、そういったもので説明がつくと見ております。

上記によっても説明がつかなかったもの、事業所票の方が高額なもの、個人票が高額なもの、双方ございますけれども、高卒・大卒ともに、個人票の方が高額なものが大部分を占めているといった状況です。

個人票の方が高額なものうちの一部は、この表に示されていますように、事業所票の初任給において、3手当等を含む諸手当を一律に控除してしまったものではないかという推測もされております。また、事業所票の高額なものとしてあり得るパターンは、初任給額としては、実際に6月に支払われた額をベースとして書くという定義をしておりますが、実際は試用期間で、減額された労働者もございまして、そういったものでなく、基本給を記載してしまったパターンなども考えられますし、実際に点検の過程で、このような事案も確認されている事実はございます。

続きまして⑤、労働者抽出率が1/1以外の事業所における事業所票の初任給額と、個人票による代替集計の結果にどの程度のかい離が見られるかです。代替集計と現行の初任給額のかい離について、比較可能な事業所全体のヒストグラムとして集計しております。別紙1です。資料8ページの次のところに別紙1がございまして、このような状況となっております。上が高卒、下が大卒です。当然の結果と言えれば当然の結果ですけれども、ほぼ一致している労働者が多数を占めている実態は、このグラフ上から見てとれるかと思っております。ただ一方で、代替集計の方が高く出る者が、低く出る者よりも多くなっており、多くは、これは最大3か月までの通勤手当などの諸手当が含まれる、そういったことなどがあると考えております。

続きまして、4ページの上にある表です。3手当の調査対象事業所であるかどうかにかかわらず、現行の初任給額と代替集計を比較したものです。その差異としましては、通勤手当分を含めて1万円強といった状況で考えております。これは雇用期間の定めのない正社員・正職員を対象としてやっておりますけれども、先ほどの、例えば試用期間の者で減額される者があるとかお話しさせていただきましたけれども、試用期間の者につきましては、いわゆる正職員以外に格付されるといったこともございまして、そういった者も含めて集計しますと、これよりも差がもう少し小さくなるといった実情はございます。

同じく4ページの下の方の表です。通勤手当の調査対象ですけれども、労働者抽出率が1/1ではない製造業の常用労働者、30~99人規模の事業所においても比較をやってみました。事業所票によります初任給額と個人票による所定の給与額を比較したものです。通勤手当控除前で見ますと、8,000円~1万円という差がございまして通勤手当を控除すると1,000円~2,000円前後の差となりまして、1/1抽出事業所におけるマッチング分析と同様の結果と見ているところです。

続きまして⑥、⑦を含めて回答いたします。⑥ 個人票において新規学卒者か否かを把握する項目を追加する余地はあるか。また個人票で新規学卒者を把握することにした場合、小規模事業所において、個人票の記載対象労働者に新規学卒者が出現しないケースが生じ

ることではないか。⑦ 個人票による代替集計により対応する場合にあっては、推計精度の向上を図る観点から、事業所票で把握してきた新規学卒者の採用人員を引き続き把握することが必要ではないか、についてです。

新規学卒者を把握する項目を追加する余地があるかどうかですが、冒頭で説明したとおりでして、そういった方向で進めていきたいと考えています。

続きまして、労働者抽出倍率ごとに、事業所票上、新規学卒者が存在するけれども、代替集計で存在しない事業所の割合。これは抜け落ち率と言っていいかと思うのですけれども、これを示した表がこちらの表になります。抽出することによって違いはございますけれども、全体としては1/3ほどの事業所が抜け落ちる結果となっております。

5 ページ、下の表が代替集計によって新規学卒者をどの程度復元できたかを示したものです。この場合、代替集計の方が少な目に出ている状況が出てきています。ただ、高卒でその差異については大分小さい状況です。

次に、新規学卒者が存在する事業所のうち、代替集計では、個人票に新規学卒者があらわれない事業所、いわゆる抜け落ち事業所と言っていいかと思うのですけれども、そうでない事業所、残存事業所について、事業所票を用いた初任給の集計値で比較したものについて。これは6 ページの上の表になります。これの意図するところですが、個人票で押さえられている事業所において、ですから、今後把握し続けられるであろうと推測される事業所と、現在の、初任給を含む全体との比較をして、差異がどのくらいあるかで見えております。そういうことで言いますと、残存事業所と現行の初任給額の比較になるかと思っておりますけれども、残存事業所の数字として見てみますと、高卒については平成 28～30 年の平均で言いますと同額であると。プラスマイナスもなく平均で同額、大卒では 500 円の差分にとどまっているところです。現行の事業所票調査による比較ですが、個人票で把握できない部分があっても、初任給にはほとんど差が出ないことを示唆する 1 つの考え方と見ているところです。

新方式とした場合に、新規学卒者の採用人数が少なく、労働者抽出率が 1/1 以下の事業所では、新規学卒者が抽出されないケースもあり得るところは確かにあるかと思っておりますが、特定の属性を持つ労働者の賃金について調査する通常の標本調査についても、そのようなケースは必然的に生じるものでして、やむを得ないところではないかと考えております。一方で、そのことが初任給額に影響はほとんどないのではないかとこの辺りの分析で考えています。

次に⑦に該当するところです。事業所ごとに新規学卒者を把握することの必要性を検討するに当たりまして、個人票によります代替集計の結果、いわゆる労働者抽出の逆数で復元した結果と、それに事業所票の新規学卒者に補正を加えた結果、これは事業所票の採用者数の関係で復元しているものの差について分析しています。その結果が 6 ページ下となります。その差分につきましては、3 年平均で見ますと、高卒で 800 円、大卒で 600 円、些少と見ております。ここで事業所ごとに新規学卒者を把握したとする場合、1 つには、事業所の採用人数が分かったとしても、当該事業所の個人票において、新規学卒者が抽出されない場合もあり得る。これは言い訳みたいになりますけれども、そこが集計できなく

なってしまうこと。それと調査票についても限りがあるというところ。それとやはり、ここの記入を求めることについて報告者負担もあるということ。こういうことが見込まれているのですが、その一方で、想定される補正の幅、この分析の結果としても小さいということを考えますと、ここで新規学卒者数を調査して補正するまでは至らないのではないかと考えています。

初任給につきましての説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。今日のメインの議論ですので、よろしく願います。再審議事項が多数に及びます。順番に審議したいと思います。

始めに、初任給額に係る調査事項の削除に関連しまして、ただ今の説明を踏まえ、御意見や御質問のある方は、発言をお願いします。いかがでしょうか。川口委員。

○川口専門委員 今回の御提案で良いのではないかと私は思うのですが、そもそも新規学卒者というものに、それほどこだわる必要があるのかなというのが根本的なところで少しあって、新卒一括採用みたいなものが、だんだんこれから薄れていくと言われている中で、ずっとこのまま調査し続ける必要があるのかは、今後、これを1回調査してみた中で検証して、本当に必要かどうかは引き続き考える必要もあるのかなという印象を持ちました。

あと、今回、こういう形で新規学卒者が特定できるようになると、要は、例えば、22歳で大学を卒業した人の初任給と、23歳で大学を卒業した人の初任給がずれているかどうかという話だと思うのです。同じ会社で初任給が、浪人している人とか、留年している人で違うのかということ、どうもそうでもないのではないかなという気もするのです。ただ、それは違うかもしれないので、そういうところも併せて、新たに追加された情報を使って、本当にこれを聞き続けることに意味があるのか、引き続き検証しながら進めるのが良いかなと思って、お話を伺っていました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。2点あるようですけれども、まず1点目から。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今回、新しい試みとしてやっていきますので、検証というのは非常に重要なことだと思っています。検証としては、しっかりとれているのかという検証もごさいますし、数字の出方というのも当然あります。御指摘いただきましたように、年齢の差というのもごさいますし、実はほかの調査項目のクロス関係、これはサンプルサイズの関係がありますので、統計数字としての公表までは至らないと思っておりますけれども、そういったところの分析を踏まえながら色々検証していくことは可能であろうと考えております。今後も引き続き、どのような形が良いのかは検討を深めていく必要があると認識しております。

○白波瀬部会長 川口委員に確認ですけれども、新規学卒者を特定化することの意味は今後なくなるのではないかということだったと思うのですが、まず、特定化、誰が新卒者かどうかというのは、22歳で卒業した人と23歳で卒業した人の間の給料が同じなのかというよりも、新規学卒者が誰かを特定することによって、新規学卒者の初任給が正確に把握できるということが1つで、生き方の多様化ということがあるので、もちろん浪人して25歳の人もあるし、21歳の人もある。ただここで今、推計のときに用

いられたみたいに、0年、つまり、入ってすぐの人を新規学卒者とみなすことで、その中には、2回目、3回目で入ってきましたという若い人もいるし、つまり、その事業所には1年しかいないのだけれども、新規学卒ではない人が、その中に含まれるということですね。ですから、新規学卒者自体の特定を正確にするというところでは、必要があるのではないかと思うのですけれども。

○川口専門委員 すみません、私も正確に理解しているか分からないのですけれども、例えば、大卒で、勤続年数0年で、年齢が22歳の方というのは、新規学卒者な訳ですね。

○白波瀬部会長 はい。

○川口専門委員 それですと捉えられない人がいるのではないかと思うのです。23歳の方もいらっしゃるし、24歳の方もいらっしゃる。でも、最終的に、新規学卒者の平均値を求めることが目標であれば、23歳、24歳で入ってきている方も、初任給が一緒だということであれば、22歳、勤続年数0年、大卒の人の平均値を求めれば、大卒の初任給は分かるのではないかと、そういう趣旨なのですけれども。

○白波瀬部会長 そういう趣旨なのですけれども、要するに、誰が新規学卒者かを特定化できれば、みなしよりも特定化できるにこしたことはなくて、今の代替の御提案は、川口委員がおっしゃったように、何人いますかというところで、0か月というか、0年というところで、ピックアップしているだけなのです。

○川口専門委員 よく分かります。ですので、今回の御提案に反対している訳ではなくて、ただ、これ1個でも落とせると、回答者負担は減る訳で、落としても変わらないというようなことが検証できるのであれば、将来的には無くしていくことも考えても良いのではないかという趣旨の発言です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。他にいかがですか。北村委員。

○北村委員 事業所票から初任給のデータを落として、個人票で把握すれば良いのではないかという心配をした最大の理由は、全数、労働者を調査するのであれば、別に良いのですけれども、抽出したときに、新規採用の人は入ってこないとか、あるいは、極端な賃金をもらっている人が選ばれて、平均最頻値ではないような値の人があった場合、それを初任給のレベルとして見ていいのかということを心配したので、今のお答えの1ページ目で、事業所票で記入するということは、事業所は新規の採用者を全て把握していて、そこで払っている初任給の一番頻度の高いようなところの数字を記載してくれているとすれば、それはかなり高い確率で、その事業所が払っている新規の初任給のデータが把握できるのですけれども、そうではなくて、個人票で把握すると、後で説明があったと思うのですけれども、平均的には把握できるかもしれないが、かなりばらついて出てくる可能性があるということなので、それで良いのかということです。

もちろん、最初に、川口委員がおっしゃったように、初任給にこだわる必要がそもそもあるのかということであれば、別にそんなにこだわらないのですけれども、もしかしら、賃金プロファイルの一番最初のところが初任給になる訳なので、そこがどれくらいのレベルなのかというのは、後の賃金の上昇とかと関係してくるのであれば、それは見ておくということは重要なのではないかなという気もあって、それですと調査してこられたのだ

と思うので、そこら辺が少し懸念されるところです。今の質問は、後ろの方に関わるので、最頻値ではなくて、労働者ごとの初任給を把握できるようになることが、あたかも良いことのように記載してあるのですが、統計学的に見れば、最頻値がきちんと見れた方が良いのかなという気もするので、あまり、それが個人票に変更することの強い理由にはならないように思いました。

○白波瀬部会長 いかがですか、この点。非常に重要だと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 私はこの論点につきましては、非常に難しい問題、重要な問題だと思っています。その中で、そういったところも含めて、御意見をいただいた上で決定していただくのかなと思っています。ただ、今回分析している中においても、初任給の数字としては、それほど大きく違わないのではないかと、今回の分析の結果から考えておりました、いずれにしても、水準としては同じようなところが結果的に出ると考えておりますので、事業所負担等も考えますと、個人票の方で把握する方向にやっていきたいというのが調査実施者としての考え方になります。

○白波瀬部会長 方向性は非常によく分かりました。だけど、繰り返しのものではすけれども、今、北村委員がおっしゃった懸念というのが、中心的なことなのですね。もちろん、その最頻値自体が、どれだけ正確に上がっているか云々というところまで行くと、また次のものではすけれども、正確に上がっていると仮定すると、ここでほしいのは、最頻値として出ている数値と、個人票で把握している経験年数が0年の労働者のデータで代替集計した数値との間のかい離についてのデータは出してもらっていましたか。個人票から代替した場合の初任給と、事業所票で申告された最頻値としての初任給、この間の差についてのデータは出してもらっていませんか。お答えする場合には、一番最初に確認しなくてはいけない数字のような気もするのですけれども。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 まさしくそこが、實際上、しっかりと分析できるのが、やはり抽出率1/1のところに限られてしまうという状況がありまして、本日の資料でいきますと、3ページで示させていただいている表の状況になるかと考えています。その中で、実際に1/3が事業所票と個人票が一致しないとしている中で分析してみますと、結果的にいろいろ理由を見ていきますと、やはり分からないところが、一致しないところ、高卒でいきますと33.4%あるわけですがすけれども、そのうちの24.5%についてはよく分からないといった状況になっています。最頻値の記入によって違っていると見受けられるところが、1/3の3.8%といった状況であるところが事実でございます。

その後、私どもが意図していない理由で違っていると見られるところ、これが平均値を記入とか、各種手当の扱い方の違いとかで見られるのがここに出ている数字というところが今回出てきた結果とっております。

○白波瀬部会長 それは一致しない、イコールでないものについて、理由が何ですかと見ているのですよね。その手前のところで、単純に最頻値として出した統計と、それと経験年数0年というところで代替集計した統計との間で、どれだけ初任給が違いますかということ、最初に知りたいのですけれども、そのデータはありますか。そこで、労働者の抽出率

が1／1だと、単純にある意味で考えられるのですけれども、そこが1／1ではないところは、何かもっと複雑になりますよね。

○北村委員 多分、どれくらいの抽出率、要するに、労働者の抽出率が1／1ではないところが、調査全体のどれくらいを占めるのかとか、そういう点は知りたいところなのですけれども、それと抽出率が1／1ではないという答えは、3ページの⑤のところ、何かヒストグラムがありますということですのでけれども、これを見れば良いということですか。分からない。

○白波瀬部会長 そう、これがまた分からなくて、全然違う。これは、その中までしかやっていないから。最初に、抽出率が1／1ではないのは、全体の中でどれくらいなのかが分からないのですけれども。最初に言ったことと2つは分かりますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。数字の方が今ないのですけれども、全体として、復元した形の労働者数で見ると、落ちてくる新規採用数というのは結構小さくなっていくと。サンプルサイズが小さくなっていく傾向はあると思っています。そこは抽出率、事業所抽出率、個人票の抽出率の関係であります。これについて、今、お示しできるものがないので申し訳ございません。

このヒストグラムの関係ですけれども、確かに最頻値と一致しないというところ、事業所票で記載されたものが最頻値として正しいという前提の差分と見ていいかと思っております。そういった面で行きますと、代替集計で見ると、高く出ているところの労働者の方が多くなっている事実はあります。そういった見方でいいのかなと思っています。

○北村委員 抽出率1／1以外の数は、具体的にどうして分からないのですか。これは調査している上で、サンプリングする際の基礎ですよね。調査設計の基礎に関わることだと思うのですけれども。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 すみません、集計はやっているのですけれども、今は手元にございませぬ。

○北村委員 でも、もし、それがかなりの数あるのであれば、この抽出率1／1の議論で押し通すのは難しいかもしれないですね。他の抽出率で抽出しているデータが半分以上とか2／3とかあれば、そのところを見ないと、どれくらい誤差があるのかとか、要するに、先ほども言いましたけれども、事業所に記載してもらおうということは、事業所の担当者の方が新規採用の人の初任給をよく把握して記載してくれているので、それで良いのですけれども、抽出にしたなら、本当に選ばれるかどうか分かりませぬし、誰が選ばれるかによって平均値が全然違ってくるといことになると、最頻値からずれてくるのは明らかだと思いますので、それで問題ないのですということをはっきり示していただければ、こちらは納得できると思うのです。

○白波瀬部会長 ポイントはそういうことです。少しずつずれていて、それがイコールではないところの理由は何ですかではなくて。どうぞ。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐 抽出率が違うところの事業所票の比較が難しいのは、通勤手当の有無が違うので難しいというのがありまして、どうしても通勤手当分だけは個人票が高くなりますので、それを比較しても、結局通勤手当の分で高

いのか、それ以外の理由で高いのかが分からないといったところがあります。

それで、資料4ページの下表ですけれども、こちらの表は、通勤手当をきちんと調査して1/1抽出ではないところの比較になっていまして、通勤手当を調査しているので抜けますので、通勤手当を引いて、1/1抽出ではないところの額を比較すると、このように1,000円とか、大卒だと大体2,000円くらいの差異になっているところまではできています。あくまでも通勤手当を抜ける範囲で、1/1抽出ではないところを集計してみたものということです。

○北村委員 今のところ、4ページの下表は、製造業の常用労働者30~99人の事業所に限定して計算しているということですね。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐 そういうことです。通勤手当を調査しているのが、30人以下か、製造業の30~99人規模事業所だけですので、その中で1/1抽出ではないというのは、製造業の30~99人だけだったので、そこだと、ある程度しっかり、同じ土俵で比較できるというところで、1/1抽出でないところの、通勤手当をきちんと除いた比較ですと、この値になりますという資料です。

○白波瀬部会長 多分、もっと最初のとても基礎的な質問をしているのです、北村委員も私も。1/1でない抽出率のところは全体としてどれくらいですか。つまり、全体の寄与度として、この差が大きくても、ほとんど1/1で抽出されていたら、1/1で議論しても、それほど差はないので、この結果でよろしいですよという説明は成り立つのですけれども、今、資料の出し方が、逆の方からどうも数字を作っているような感じなのですね。それはそれでよく見えるので分かるというか、貴重なデータなのですから、抽出率1/1ではないところは全体のどれくらいかというデータは、すぐ出ないものなのでしょうか。

○北村委員 1度出してもらいたいのです、業種と抽出率などを。

○白波瀬部会長 それは集計していないですかね。今まで抽出率1/1のところを出してきた統計が、全体の中のどれくらいかというのは分かりませんか。

そうですか、困りましたね。これは説明としては不十分ですね。

○北村委員 これでは収束しませんね。

○白波瀬部会長 どういたしましょう、これでは説明になりません。今までのところで、抽出率1/1ではなくてという何か表はありませんでしたか。

急には難しいと思いますので、手元にお持ちで、基本データなので、もう伺って確認していたような気もするのですけれども、すみません。こちらも確認がとれていないので。ただ、基本的な統計ですから、まず、ここに全部戻ってきそうな気がして怖いのですけれども。これは追って資料を出していただくということでもよろしいですか。繰り返しですけれども、御主張されている部分とか、今まで議論した部分については、それなりの意味があって積み上げていて、全部だめとか、そういうつもりではないのですけれども、ただ、しっかりした説明資料がないと、こればかりは御納得していただけませんので、これはやはり統計委員会まで出せないということになってしまいます。

ですから、すごく基本的なデータですので、抽出率1/1が賃金構造基本統計調査全体

のどれくらいのポジションと言いますか、部分について我々は議論していて、それ以外のところはどれくらいなのかがすぐ分かるようなものが必要ですので、抽出率の基本統計については、すみませんが、速やかに御提出をお願いいたします。

それでは、その部分はなしということにして、そうしたら、初任給については、保留ということですか。それ以外に何かありますか。事業所レベルで最頻値でと、かなり条件が。北村委員どうぞ。

○北村委員 基本的に、標本設計の基礎データがどうなっているかを教えてくださいということなので、それはきちんと対応してほしいということと、抽出している企業の規模とか、その根拠みたいなものが多分あって抽出していると思いますので、もちろん比較するということが、最頻値で事業所票で把握するものと、個人票で代替集計するものとは、比べられないということが分かったとしても、それでも何か差があって、その差はいろいろな要因があるということは分かるけれども、ただ、ばらつきみたいなものを見るのであれば、有用な情報ではないかなと思うので、そこも調べてほしいということは、前回部会で言ったつもりだったのですけれども。

○白波瀬部会長 理解できましたでしょうか。前回部会でうまく通じていなくて、私も確認がとれていなくてすみません。というのが1点。あとやはり、もう一点、これに関連しますと、歴史的な経緯が少し記載されているのですけれども、公表時期が早くなるということ、こういう形で説明しているということは、個人票で代替集計することによって、公表時期が遅くなるということなのですね。公表時期が遅くなることについては、やはり審議しなくてはいけないことになります。この点について、致し方がない、問題ないというのは、どのような統計ニーズがあったかは確認できなかったということなのですから、ユーザーから、公表時期が遅れるのですよねという、そのやりとりについては、どう処理したら良いのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 説明の中で触れさせていただいたのですけれども、問い合わせの時期が、大体3～5月が多いということです。そういったところが、やはり1つの考え方の参考になるのかなと思っています。そこはもう少しまとめてお示しした方がいいのかと思っています。次に多いのは、11月が多いのですけれども、やはり例年11月公表ですのでいつですかという問い合わせがあったということです。ここをどうとらえるかがあります。実際に、その程度の問い合わせで終わっているということなので、これは両方の面が見られるかと思っていますが、実際に、金額ベースで問い合わせがあるのは、3～5月という実態はございます。

○白波瀬部会長 これは、初任給額について、最もコアなところで活用されている時期は、いつになりますか。活用されていないのですか。特にない。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 行政内部的には、何らかの指標とか、政策決定というところで直接的に使われているというのは、私どもでは把握しておりません。ただ、いわゆる初任給についても、いろいろな賃金指標の1つということで、例えば春闘の際に、どういうふうやっていくのか、参考資料とするという話とかは聞いていたりはするのですけれども、その場合ですと、やはり1～2月ぐらいから、そういっ

た検討を始めるといふ話も伺っておりまして、その時期に間に合えばといふところなのかなと思います。

○白波瀬部会長 北村委員。

○北村委員 今の2ページ目の調査方法の変更についてですけれども、私は特に、こういう歴史的経緯について確信があつて聞いた訳ではなかったのですが、でも何らかの形で、事業所票で直接把握した方が良いのだらうと判断して聞いたのですね。昨日の統計委員会での自動車輸送統計みたいなものにもあつたのですけれども、事業所が把握しているバスとかトラックの数字を聞いた方が早いということと、そうではなくて、レジスタしたものから見た方が良いという場合もあるのですけれども、この場合の初任給とかの把握みたいなものは、恐らく事業所が把握した方が的確だし、良いという判断を、過去の統計審議会か何かで議論されたのだらうと思います。

私も、自分でこういうデザインをするならば、こういう統計をとりたければ、事業所の担当者に聞いた方が良いでしょうと思います。しかも、その方が早く出てくるし、間違いもあまりない、誤差もあまりないと考えて、そうなつたのだと思うのです。それを更に今、ひっくり返そうとしている訳なので、ひっくり返すだけの強い根拠が見られれば良いのですけれども、今、ここの2ページの下の方に記載してあるのは、そんなに強くひっくり返すだけの根拠はないように思うのですが、どうなのでしょう。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この説明で、力強い根拠には、なかなかならないかもしれません。これにつきまして、野呂委員から、やはりユーザーの立場ということで、経団連からの御意見もありまして、ヒアリングを行っていただきました。その結果、結論といたしましては、影響がないとは言えないものの、他の情報やデータで一定程度、対応可能ではないかということですので、こちらに強い根拠があれば、ユーザーとしても、それは致し方ないと思われまふ。ただ、ここでの説明だと、なかなか、その強い根拠とまではないかので、強い根拠を何にするかだと思います。

1つは、申し上げたように、初任給ということで、明示的、政策的、定期的に公表して、それを基に何かを行っているといったことは、調べた限りでは見当たらないと結論付けられているので、これについては、結構慎重にサーチしていただいた方が良いでしょうと思います。すけれども、もしそれが本当であれば、それは1つの根拠になるかもしれない。ただ、そのときの根拠をもう少し明示的に出してもらわないと、聞いたところによると、そのようです、といふのでは弱いかなと思うのです。

○北村委員 初任給は、多分、企業が新規採用するときの重要な変数だと思うので、企業は見ると思ふすけどね。それもできるだけ早い方が良いでしょうので、2月に公表されるよりは、11月ぐらいに公表される方が良かったといふことはあると思ふす。それが、本当に役所に問い合わせするほど真剣に聞いていたのかどうかは分からないですけれども。でも、情報を使っている人は、必ず存在すると思ふすますが、初任給については、労働経済学者は考えませんか。

○川口専門委員 ありがとうございます。今、北村委員から御指摘があつた正確性はすごく大事な論点だと思うのです。ただ正確性といふことで言ふと、やはり、賃金台帳から抽

出しているのに、個人票はかなり正確で、その一方で、初任給というものを、例えば、小さな企業では、毎年新卒採用していない企業もたくさんある訳です。そういうところが初任給みたいなものを本当に毎年決めているのかというか、それで、仮に新卒採用しているような会社であったとしても、その場その場で仮に決めて運用しているような会社だと、初任給は幾らですかと聞いていったときに、それに本当に相当するものを持っている企業がどれくらいあるのかという問題もあるような気がして、必ずしも、個人票から計算されているものの方が、精度が低いとも言えないと思います。あと、最近の流れの中で、職種別に、いわゆるエリート採用みたいなことを行って、そもそも初任給そのものもばらついてくるような、そういう流れもあるとは思うのですね。そうなってくると、新卒初任給という概念そのものが、だんだんと薄れてきて、そういったものを持っていない会社も増えてくるのではないかなという気がして、そういうことを考えると、今までの流れをひっかけ回すような発言で恐縮なのですが。

○白波瀬部会長 いえいえ。

○川口専門委員 やはり個人レベルで聞いて、新卒だと思われる人の値を集計するというので、それほど問題は無いのではないかという気はして、その説明の仕方としても、やはり、個人票は、賃金台帳という、労働基準法で備え付けることが求められているものに基づいて調査しているので、その一方で、初任給というものを定めなさいという法的な根拠はないと思うのですね。なので、そういう意味で、必ずしも今回、代替の方法として考えられているものは、性能が悪いものではないのだというような説明の仕方は、あり得るのかなと思いました。

○白波瀬部会長 性能が悪いものではないというのは、個人票から見て集計した場合にということですね。

○川口専門委員 個人票で代替集計した方がむしろ良くなるのだというような。

○北村委員 でも、個人票が全部の労働者を調査しているならば良いけれども、それが抽出で、誰が選ばれるか、どれくらいの確率で抽出されてくるかということに基づくと、その点を検証した上で認定したいということになります。別にこれ自体、全体を反対している訳ではないのです。

○川口専門委員 それもよく分かって、その論点を踏まえると、別に抽出率1/1のところだけで話をする必要はないと思うのですね。結局は、代替しますという話になると、確率抽出のところも対象にして、代替的な方法で。

○北村委員 そちらをきちんと見ないといけないのではないかというのとは。

○白波瀬部会長 ですから、ポイントはそこですね。

○川口専門委員 最頻値はずれる訳ですよ、確率的に。

○白波瀬部会長 そうですね。

○川口専門委員 そのずれが、要するに、別に抽出率1/1に特定しないで、全体の中で、この事業所票から新卒と思われる人たちの最頻値を計算して、今報告されている個人票を用いた代替集計による初任給とのかい離を示してくださいというのが、恐らく白波瀬部会長がおっしゃっておられていることではないかなと思ったのですが、そういうことですね。

○白波瀬部会長 そういうことです。ただ、作業として比較する場合に、とにかく抽出率 1 / 1 からでは、作業も大変なのでということでしたので、そしたらそこから見ましょう。ただ、抽出率 1 / 1 が全体の中でどれくらいかが分からなければ、今申しましたように、最終的な目標は全体なので、その寄与度が分からないから、その基本的な統計は何ですかという流れです。

もう一つは、川口委員がおっしゃっているのはすごく分かって、初任給云々というのは、1960年代で議論されていたときの初任給と、今の新規採用者の最初の1か月分の給与では全然違うので、初任給という統計そのものの意味も捉え方も違うということはそのとおりだと思うのです。ただ、今ここで議論しているのは、そういう現状の変化を受けて、それで明らかに調査内容、項目も含めて、方法も変えるべきということであれば、その変えるべき理由をしっかりと積み上げていかないと、それはやはり次に進みませんよという意味なのです。

○川口専門委員 あまり議論するつもりもないのですけれども、そもそもよく分からないのは、1 / 1 抽出だと計算が楽だということもよく分からなくて、コンピューターで、パソコンでもできる計算なので、I F 文が1個減るのは簡単になるのではないかと思うくらいなのですが。

○白波瀬部会長 いや、それは私がそっちにしてくださいという意味ではなくて、抽出率 1 / 1 なので、それならとりあえずそこからすぐ出しましょうかという、それだけです。

○川口専門委員 全部行って、結局は、最終的に影響するのは全体の話な訳ですね。

○白波瀬部会長 そうです。

○川口専門委員 何で抽出率 1 / 1 にこだわっているかが、やはりよく分からなくて、それで、最初に大まかに事業所ごとの最頻値を出したものと、今まで報告されているものがどれだけずれているかという分布表みたいなものを見せてもらって、大体こういうように行くと、何%ずれるのですよと。通勤手当の分とかがあるので、何%外れますと。この部分は御承知おきくださいというような説明の仕方で、こう変わることが予想されますと。それで何だったら、過去のものに関しても、同じように計算して接続性を持たせるようにするので、混乱がないように資料は出していきますというような説明の仕方も、十分あり得るのかなと思うのです。

○白波瀬部会長 はい。それは、私もそう思います。川口委員がおっしゃるとおりだと思います。何かありますか。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐 全体の平均値の差は4ページの資料の上側の表ですけれども、こちらで10人以上、全体での通勤手当も含んだ差というところで1万円前後の差が生じますと申し上げております。全体の分布としては、別紙1で、どれくらいのずれの分布になっているかと。通勤手当の差異も含んだ分布でお示ししているところです。

○北村委員 でも、そうすると、別紙1のヒストグラムは、1万円ぐらいのところ为中心になるべきなのではないのですか。これは、0のところはかなり高い頻度になっていますよね。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐　そうですね、そもそも通勤手当がないところもあるかと思imasuので。

○北村委員　だから、通勤手当の説明は、根拠が薄くなりますよね。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐　多分、平均すると1万円くらいというところで、2万円とか、2万円以上差があるところもござimasuので、平均して1万円前後ということかと思imasu。

○北村委員　平均すると言っても、最頻値が0ということは、これは0というのが良いのか、それとも1万円のところが中心に来ていないから、通勤手当という説で。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐　そこは通勤手当がない人もimasuし、6か月以上で、その月に払われない人もimasuので、0の人も当然imasuし、通勤手当の高い人は、1万円よりかい離することもあるのかなど。それは平均の話と分布の話のかなと思imasu。

○北村委員　それでは、この分布の図をもらって、ずれはこれぐらいですけれども、新しいやり方でやりたいですというときに、これで、ああそれでしたら良いですよと言えるかどうかを説明してほしいのですけれども。

○白波瀬部会長　多分、これは、現時点ではかなり難しいと思imasu。代替する意見については、かなり厳密なところで議論が積み上がっていて、そういう意味で、過去における理由と現状については違うのですよというのを間接的に申し上げて、西村委員長に対する配慮もいただきたいなと思imasuのですけれども、なかなかそこは厳しそうな情勢があるなという感じですよ。

あと、やはり初任給、公表時期について、誰も使っていないという、結構、そのところはあまり軽々しく言ってしまっは怒られるのではないかという気もするのですけれども。潜在的に意外と見ているかもしれないところは、やはり初任給ですから、あるのではないかと思うので、そこは少し丁寧に説明された方が良いかなという気はします。

○北村委員　先ほど少し言及された経団連への確認は、そういうことは聞いているのですか。初任給についての情報とか。

○白波瀬部会長　そうですね。初任給について、皆様それを使っているので、公表時期が遅くなるという点については、まず、野呂委員から御意見がありましたので、それについて、一応、取り急ぎヒアリングと申しますか、確認を行っていただき、コメントがあればということで、ヒアリングしてもらったということです。時間的には大変短い期間でしたので、10ぐらいの企業にのみ御対応していただいたものです。ただ、それ以外の企業においても、初任給額等の調査結果の公表時期が遅れることで支障が生じることも考えられる余地がない訳ではない、ということですので、一般の利用者の声を丁寧に聞きいただきたいということで終わっています。こういうコメントに対しては、今のような説明は、もう少し丁寧にされた方が良いかもしれないなという気はするのです。問い合わせが、その時期に集中していますといっても、本来であれば、何本ぐらい云々というのもありますし。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長　先ほどお話のありました1/1抽出層とそれ以外のところの数ですけれども、まず、復元ベースでいきますと、母集団

ベースでいきますと、1 / 1 抽出層に該当する事業所が 66 万 9,000、1 / 1 以外の事業所が 27 万 6,000 といった状況です。ですので、7、8 割ぐらいが 1 / 1 層であろうかと思えます。ただ、抽出ベースで見ますと、大体半分半分くらい。調査結果からいきますと、若干下がりました 3 万 3,000 ずつです。

○白波瀬部会長 はい。あと、ここでの問題・関心というか、事業者の負担がきっと大きいのですね。そこについての御意見というか、実査の現場からの声は、東京都、何かこの点についてコメント等ありますか。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 調査項目が多くなると、事業所の方でも記載にいろいろ負担がかかるということは想像される場所ではあるので、代替で、正確なデータが把握できるのであれば、やはり、項目は減らしていただいた方が良いのかなと感じております。

○白波瀬部会長 それについての要望というのは、具体的に何件とか挙がっていますか。あるいは企業状況が著しく悪くなるとか、そういう何かバックアップデータはありますか。それでは、これについてはもう一度、大変恐縮ですが、少し整理していただけますか。1 点につきましては、まず、川口委員から御提案があったように、全体ということでマスを作ってもらって。

○川口専門委員 それは既にあるという話なので、すみません。資料 1 の 4 ページと別紙 1 のヒストグラム。

○白波瀬部会長 これはもう全体のものなのですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 全体です。

○川口専門委員 でしたら、個人的には、私はもうこれでかなり説明してもらったなという印象を持っておりまして、きっと私、本会議の方に出ていないので、その雰囲気がつかめていない発言になってしまっていると思うのですけれども。

○白波瀬部会長 でも、部会審議が最初なので。

○川口専門委員 私、個人的な意見としては、もうこれ、かなり説明していただいたのではないかなという印象を持ちました。それで、例えば、ヒストグラムを見ると、左側は少なく、右側が多いみたいな形になっていて、やはり、それは通勤手当とかで説明がつく感じなのですね。だから、単なるサンプリングエラーだったら、左右非対称になっているのではないかと思うのですけれども、そういう感じでもないです。なので、適宜補正することによって、今まで把握してきた初任給額というのは、代替集計でも推定はできるということを示す資料になっているのではないかなと思ったものですから、かなり御説明いただいているのかなと思いました。私、見落としていて申し訳ありませんでしたが、そのような印象を持っています。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○北村委員 すみません、しつこくて。この調査は常用労働者を 10 人以上雇用する民間事業所で、10～29 人くらいのところは 100%、抽出率 1 / 1 で選ばれたら答えてもらって、30 人以上の階層は抽出したということですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 細かい区切りについては別で

すけれども、基本的には、小さいところは全数調査で、多いところについては労働者を抽出して調査しています。

○北村委員 大きいところが抽出になっていると、平均値が上の方に振れるとか、そういうことはありませんか。平均賃金が企業の規模において違うとか。今のところの説明は、通勤手当とか、そういう話になっているのですけれども、規模によって抽出率が違って、そしたら平均が上に出て、左右対称になっていないということの説明になるような気がしますけど。

○白波瀬部会長 見ていませんか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そこまでやっていませんので、分からないのですけれども、規模が大きくなると賃金自体も平均的に高くなるので、その辺も見ながらなのかと思いますけれども、抽出率別ごとには、そこまでは見ていません。

○川口専門委員 提案なのですけれども、このヒストグラムになっているものを、例えば、被説明変数にして、企業規模とか、産業とか、そういう属性に回帰して、大体、こういう属性のところだと何%くらいずれます、といったことを提供するようなことをすると、納得感があるのかなという気はするのですけれども。

○白波瀬部会長 今でも良いと思います。何かずっと通勤手当ばかりでしたから、最初から最後まで。それでしたら、加速度的にガッと抜いて見るのはどうですかみたいな話を最初の頃は少し言っていたような気がするのですけども。この違いというのが、何で説明されるのかが説明可能であったら、あとは全体の記入者負担という、極めて重要な案件もありますし、もっと大切なのは、将来に向かったということもありますし、そういう意味で、繰り返しですけれども、説得的な説明であれば、それは代替率でその差が云々ということ以上に、やはり説得性が出てくると思うのですね。

ですから、今の御説明のままでは了解という訳にはなかなかいきませんので、少し、再度分かりやすい形で、今あるデータも出し方をもう少し工夫していただいて、あと、やはり記入者負担というところは、全面的にそういう事実があれば、調査の現場からの声が出ているのであれば、それをバックアップデータとして出していただいて、公表時期についても議論があるので、この差がというのは、利用者側から言うと、不安だなという気は少ししています。ですから、それについて何か説明がつくようであれば、それにこしたことがないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。いいですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 どこまでできるかありますが、次回部会までに調べられるところは調べて。

○白波瀬部会長 あと計算というか、今提案してもらっているのです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 分析の方もやってみたいと思っております。

○白波瀬部会長 はい。繰り返しですけれども、こんなことを部会長が言ってはいけないのですが、やはり、個人票ベースでというのは、それほど悪いアイデアではないと個人的には思っています。でも、それはそのための説明をしてもらわないと困るというだけですので、それがまずありきという議論にもなりませんので、その辺り、もう一頑張り、すみ

ませんが、お願いしたいと思います。

それでは、次のところです。通勤手当と3手当の削除に関連して、御説明をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長

まず通勤手当、精皆勤手当、家族手当、まとめて3手当と呼ばせていただいておりますけれども、この削除についてです。これまで私どもの説明の仕方が少し悪かったのかなというところもございまして、その点も含めて御説明させていただきたいと思っております。これまで、最低賃金の実態に関する調査で代替できるというような説明をしていたのですが、詳しく言いますと、そもそもこちらの調査を主として、最低賃金の審議の資料を作成しているといった実情がございまして、それと併せて、賃金構造基本統計調査も特別集計によって使われていると。論点での回答で示させていただいている、資料2-2、今日出したのは抜粋版で、全体版を別紙6で示していますような、未満率・影響率といった資料、それと午前中の企画部会で示された時給ベースの都道府県別の分布、そういったもので使われている事実はございまして、あちらは全体の規模という形で作られている状況です。

その中で、最低賃金の審議において、重視しておりますのが、小規模事業所におきます状況を見ています。ですので、これはまさしく賃金構造基本統計調査でとっている、3手当をとっている規模のところが、最低賃金の実態に関する調査対象になってくるわけですが、そこについての状況を資料として作っているのが、こちらの最低賃金の実態に関する調査から作っている状況で、賃金構造基本統計調査の方は、そちらには関与していないといった状況です。

賃金構造基本統計調査の使い方としては、全体の規模としてどういう状況かということを見ていますので、その資料の扱いとしては、全体の傾向を見る中の1つの指標として見ている状況にすぎないところが実態です。そのように、最低賃金の審議におきまして重視しておりますのが、最低賃金に関する実態調査で算出する小規模事業所にかかります未満率・影響率がございまして、今後につきましても、小規模事業所における、このような未満率・影響率というのは、従来どおりの形で最低賃金に関する実態調査で算出し、審議会の審議に供することとしているところです。

賃金構造基本統計調査の方で、3手当調査を廃止した場合、賃金構造基本統計調査から作成する賃金データについては、引き続き、この賃金構造基本統計調査を使って、全規模についての未満率・影響率を作成するということですが、現在、小規模事業所のみ除いてやっているところを、ここを含めた形で作成するといった対応でやっていくということです。ただ、繰り返し申し上げますけれども、全体としての参考指標の1つとして見ているといったところですので、審議に与える影響は軽微であると、政策部局の方で判断しています。

ただ、実際のところ、こういうふうに定義は若干変わりますので、そういったところに数字を示すわけですので、そこについては審議の混乱を招かないように、定義の主題を明記するとか、数値の連続性、そういったところには十分配慮しつつ、審議会の資料の作り

方について工夫を凝らしてやっていく予定となっております。

そういった観点からいきますと、現状においての活用状況から見て、賃金構造基本統計調査の方で、この3手当を調査する意義は大分少なくなっている。なくても対応可能という判断をしたところでは。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか、今の御説明ですけれども、方向性というか、ウェイト付け方で、最低賃金について、本データについては、かなり限定的な活用でしかないというような御説明だったと思うのですけれども、いかがでしょうか。川口委員。

○川口専門委員 今までのデータで、3手当を除いて未満率ですとか、影響率を計算することもできると思うのですけれども、その比較みたいな結果というのは、ありますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 比較というか、未満率を含むか含まないかでよろしいですか。

○川口専門委員 いえ、ごめんなさい、3手当。例えば、最新のデータを使って、3手当を含んだ形で、未満率とか影響率を計算し直しますと。それを除いたもので計算したときと、今までそのように計算されている訳ですよ。3手当を除かれて計算している訳ですけれども、除かないで計算したときに、未満率とか影響率が、どれくらい変わるのかという計算はありますか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 実際に数字を使っている部局で、そこまで必要性を感じていないので、そこまでやっていないのです。それが今の実態です。今回に関して、そこまで分析してはおりません。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○川口専門委員 やはりそれだと、影響は軽微であるとかという話で説明するのだと思うのですけれども、数字がないと、何とも言いようがないというか、まず、それが基本だと思うので。多分なのではけれども、小さな事業所で、最低賃金近辺で働いていらっしゃる方は、恐らく、こういう手当とかは、そんなにももらっていないのではないかなと思うのです。なので、影響は、多分、小さいのではないかなという予想はできるのですけれども、それはデータで初めて示せることなので、何か資料を準備していただきたいなと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そこは実際にデータを作ってみることと、結果を踏まえてどう考えるかというところも、政策部局と話をしてお示しできるかだと思います。

○白波瀬部会長 バックアップデータとして、影響力がいかに関定的であるかということ、きちんと数字として出すことができれば、厚生労働省の主張は全体的、総合的に考慮して正しいという賛同ができるという意味です。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 それは可能かと思っていますので、やってみたいと思っています。

○白波瀬部会長 やってみたいというか、やってください。速やかに。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。表現が悪かったです。

○白波瀬部会長 北村委員。

○北村委員 既に何回目かの会議となっておりますので、やってみたいと思いますと言われても、遅いのではないかなと思います。審議する前に、本当は準備しておいて欲しいことですので。

○白波瀬部会長 そうですね。

○北村委員 そういうものだと考えてください。

○白波瀬部会長 よろしいですか。それほど複雑なことではないと思いますので、直近のところで、いかに安定的に限定的かというところまで見せていただきますと、説得力が増すということですので、よろしく御対応をお願いいたします。よろしいですか、この辺りについては。また宿題です。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点、基本的なところを確認したいのですけれども、そもそも、いわゆる未満率とか影響率とか、このような指標を見るに当たって、手当が入っているとか、入っていないとかということは、実質あまり意味がないということですか。どうも入っても入らなくても、どちらでも比較はできるといった話のようですが。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 理想的な話でいくと、賃金構造基本統計調査でも、全ての規模において、このような3手当がないという状況で出せるのが一番理想形だということは事実だと思っています。ただ一方で、これまでの歴史の背景とか、やっている中で、そういった小規模事業所に限って調査している中で、全体として拡大していくというのも現実的ではないといった状況と理解していただければと思っています。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 やはり、理想としては、含まない方が望ましいけれども、仮に含んでいても、その理由と幅がはっきりしていれば、實際上、行政利用上の問題はないと理解すれば良いということですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 繰り返しになるところがあるのですけれども、最低賃金を見る場合には、小規模事業所、こちらの方がやはり最低賃金は低く、最低賃金に張りつく傾向がありますので、そちらについて、しっかりと見るところがあって、そこについては、いわゆる手当関係を除いてやりますというところでやっていると。その辺については、最低賃金の実態に関する調査でしっかり見ていると。同じような形で、賃金構造基本統計調査でも、そこについては控除する形でやってきたといったところでは。

だからといって、大規模の方はどうかという問題はあるのですけれども、実際に、最低賃金の審議の中で見るところは、小規模事業所を中心的に見ている実態があるので、小規模事業所をしっかりと見る。全体としては、参考指標として見ているにすぎないところもあるので、理想としては除いた方がいいけれども、参考指標として見ている限りにおいて、そこまで求めるかどうかは、それは調査負担軽減の問題とか、そういったことも含めた総合的な考えの中で、現状のようなやり方になっているといったところでは。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 つまり、理想とは若干異なるけれども、全体の状況をいろいろ考えて、これでも大丈夫だろうという判断をしているとい

う理解で良い訳ですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そのようなところだと思います。

○白波瀬部会長 今回の説明の仕方だと思います。ですから、従来であれば、これが本来だけれども、ここは全体的なところをまず傾向として見たいと。ここで全体として傾向を見るというところで、実際の本来の姿とあまり変わらないのだということを見せるために、川口委員がおっしゃったように、御提案があったような統計を出していくと。実際のところは小規模ということで、より細かく見ていく必要があるのですが、それについては、実際、賃金構造基本統計調査の特別集計で議論も実際にされてきたことがあるのでというような流れで、ただそこで、一般統計調査である最低賃金の実態に関する調査で代替しますと言って良いのかは、私は今、自信がないというか、申し上げたように、回収率が5割に至りませんので、そのような状況で、こちらの調査で最低賃金については議論しますと力強く言い過ぎて大丈夫であろうか、というところはあると思うのです。ただ、賃金構造基本統計調査については、きちんとしている統計ですし、という感じです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 もう少し、もう一度説明させていただきたいところなのですが、今現在の状況として、最低賃金の審議に使っているのは小規模事業所のデータです。これは小規模事業所に限ったデータとしては、賃金構造基本統計調査ではなくて、最低賃金の実態に関する調査の方から作成しているのが現状の事実です。賃金構造基本統計調査は全体の規模について、いわゆる参考的な指標として使われているところが現状の事実です。

○白波瀬部会長 最低賃金の実態に関する調査は一般統計調査ですよ。回収率が5割にいかない。42%だったと思うのですが、それで小規模、また、ブレイクダウンして、そこで実際に組み上げると、そこまで言ってしまう。実際にそうだからということなのですよ。そこは慎重に行われていると考えて良いのです。何らウェイトもかけずに集計されている訳ですよ。その結果というのは。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 特に最低賃金の調査の小規模事業所に特化した調査で、そこに集中的にやっているところもあり、やはり最低賃金の審査がやりやすいように調査をしている実態もありますので、そのデータを使って審議をしているというのが実態ということです。

○白波瀬部会長 実態であるから仕方がないと思うのですが、多分、そのときに、やはり調査としての質と言ったら、まず、回収率の話が出てくるし、そこで基本的な分布の話も出てくるので、偏りがすごくあるデータを使っていたら怖いかなという、老婆心なのだと思います。ごめんなさい。

○永瀬委員 最低賃金法に定める対象となる賃金は、精皆勤手当や通勤手当より、家族手当を除いて見なくてはいけないとなっているので、そのためにこの3つを除いた賃金が必要な訳です。それに関して、厚生労働省は、もう一つの調査で大丈夫だと言って、先ほどの川口委員の御意見は、これを除いた場合と除かなかった場合と、それほど大きな差がないということを示せばよろしいのではないかとということだと私は理解したので、そう

いう手続をされた上で、検討したら良いのかなと思います。

○白波瀬部会長 どうぞ、川口委員。

○川口専門委員 補足なのですけれども、最低賃金の実態に関する調査は、点検検証部会でも重点審議の対象になっていて、そのプロセスの中では、サンプリングフレームとかについても、かなりの意見が出て、これで代替できるからという、もちろん実態として、審議会ではこれを使って審議をしているので、その点では良いとは思うのですけれども、それと実態を捉えているかどうかは、また別の問題です。ですから、この調査で代替できるから良いのだということを強力に推すのは、それなりにリスクがあるのかなという気はしていて、それよりは、賃金構造基礎統計調査の中で調査して、あまり変わらないのという方を推した方が良いのではないかというのが個人的な意見です。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今、重点審議になっているというお話があったのですけれども、最低賃金の実態に関する調査、これは2種類の調査票がありまして、改定状況に関する調査と、最低賃金の基礎調査、名称が正しいかどうかは別ですが、ありまして、問題となっているのは改定状況の調査でして、こっちで使っているのは、基礎調査を使っているという、そこだけは説明させていただければと思っております。

それとあと、いろいろ回収率とか、そういったところについての御懸念とか、御指摘いただいていますけれども、そこについてはきちんと努力するべきだと思っておりますので、この調査を担当している部署にはしっかりと申し伝えたいと思っております。

○白波瀬部会長 川口委員。

○川口専門委員 確かに、2つの調査があって、片方の方だというのは分かるのですけれども、サンプリングの仕方は違うのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 すみません、詳細のところまでは分からないのですけれども、そこについての問題は特になく、問題があるのは改定状況の調査だとは聞いています。

○川口専門委員 仮にサンプリングが同じであるとすると、そのサンプリングが、例えば、製造業に大きく偏っているとか、こういう意見が標本設計の専門家とかからたくさん出て、はっきり言って火だるまになったような感じだったのですね。なので、そこに大きく依拠するのは、あまり賢明ではないと思います。

○白波瀬部会長 私もそれは川口委員と同じ意見でございまして、これは賃金構造基本統計調査であるというところで、できるだけ理由付けを積み上げていただいて、ここではできないけれども、別の調査でできるのだという形で、あまり安易に、火の粉をこっちにあって及ぼさないような説明の方が、私も安全だと思いますので、説明の仕方ではないかなと思うのです。方向性です。北村委員。

○北村委員 何かまたひっくり返すようで悪いのですけれども、通勤手当とか精皆勤手当、家族手当を削りたいという理由は、負担を減らしたいということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。

○北村委員 そうすると、そのための回答率が低いとか、あるいは。

○白波瀬部会長 未回答率がね。未記入が。

○北村委員 この調査自体に内在的な理由があるのかどうかも出さないといけないのではないですか。他の調査でできるから、そういう意味で削ってもということはあるかもしれないけれども、そういう話でもないのでしょうか。今まで調査していたものを削るという話だから、情報量は減るので、それで良いのかということ、もう一回説明してもらえますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 本日の説明の冒頭で申し上げたとおり、代替という言葉を使ってしまったがゆえに、混乱を起こしてしまったのかなということで、そこは大変申し訳なかったと思っております。

○白波瀬部会長 言い直して、改めてどうぞ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 改めてその実態を申し上げます。実際にこの3手当自体、限定的な産業、限定的な小規模区分、小規模事業所と限って調査しています。その目的についても、歴史的に、かなり昔から最低賃金のためということで調査していたものです。多分、時代によって使い方も変わってきているのかもしれませんが、ただ、現状においての使われ方については、本日説明させていただいたとおり、最低賃金に関しては、極めて限定的な使われて方をしていたという事実がございます。それに対しまして、この3手当は、繰り返しになりますが、極めて限定的なところについての調査ということで、賃金構造基本統計調査の方では集計も公表もしていないという状態です。

そういう状況の中で、最低賃金の使われ方としても、特段、重要視されない状況であるところを踏まえますと、事業主の記入者の方に負担を強いてまで調査を続ける意義は乏しいのではないかと。そう考えたことから、この調査項目については廃止をしたいと考えているところです。

○白波瀬部会長 どうぞ、北村委員。

○北村委員 恐らく昔の統計審議会で、こういうことを入れてくれという委員がいたのですね。でも、実際に調査したところ、それほど利用されなかったということであれば、私も使うことはないので、別に無くても良いとは思いますが、それなりにきちんと理由を説明して廃止するという、あるいは、それほどに使用されていない、集計もしていないとか、いろいろきちんと説明しないといけないと思います。

○白波瀬部会長 一番私が懸念したのは、長きにわたって活用してこなかったということになると、自己否定になってしまうということがあるので、そこは慎重にした方が良いでしょう、というのが個人的なアドバイスだったのです。それが本当であれば、非常に限定的だという点は、1つの鍵になりますので、こういう状況でというのは、再度見直して、有効ではないので、かえって負担ばかり増えることは望むところではないということで御提案されるのが、一番自然だと思います。それを何か、一般統計調査で代替と。そこまで行かなくて、ただ、基礎データとしては、川口委員がおっしゃったようなデータについては、取りあえず出していただく、そういう形でよろしいと思います。ですから、活用していな

いという事実のデータがほしいということです。よろしいでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 全体像もまとめつつ、川口委員のおっしゃっていた資料を御用意させていただきます。

○白波瀬部会長 それは、すぐ出してください。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 説明させていただきたいと思います。ただ、時局的な背景からして、昔はどうだったか分かりませんが、実態として最近こういう状況であることを踏まえてというところで、このタイミングで判断したというところです。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○永瀬委員 最低賃金のぎりぎりのところの方たちが、どのくらい精皆勤手当をもらっているかということと、その割合ですね。それから、どのくらい家族手当をもらっているかという割合、そこは多分低いと思うのですが、通勤手当は結構もらっている可能性があるのかなと思っています。大体、最低賃金ぎりぎりの人というのは、私の想像では、パートの人たちと、それから、フルタイムのパート、アルバイトの人たちなので、恐らく通勤手当以外は、多分、あまりもらっていないのではなかろうかと思うので、そういう資料があるとすれば、やはり、この資料は、十分最低賃金の際にも使える資料であることにもなると思いますので、そういうことをしてみるのが良いのかなと思います。

○白波瀬部会長 それは今、川口委員から御提案があったような形でよろしいですね。

○永瀬委員 一応、明確に、また違うことをしてこられたら、大変だなと思ひまして。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。再確認ということで。それでは、そのような形で、また整理をお願いいたします。

続きまして、労働者の職種番号の見直しについて、御説明をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 それでは資料を通じて説明させていただきます。8ページになります。エの、現行の職種区分から見た新職種区分との対応表です。資料を別紙2という形で付けさせていただいております。8ページの次の次に別紙がございますけれども、このような形の表となっております。御確認いただければと思っております。続いて集計事項を…。

○白波瀬部会長 川口委員、どうぞ。

○川口専門委員 たくさん質問してすみません。この表を見ていて思ったのは、例えば、どこかに「弁護士」というのが今のカテゴリーにあって、それが「法務従事者」となっているのです。225番です。これは1つの例なのですが、「弁護士」という資格が必要な職業が「法務従事者」になってしまうと、いろいろな人が入ってくるので、本当に1つの例ですが、例えば、「一級建築士」でもそうですし、「技術士」でもそうですけれども、資格を持っている人の賃金がどうなっているか、資格制度を考える上では、大切な論点だと思うのです。賃金構造基本統計調査は、そういうことが分析できる貴重なデータであり、資格が必要な職業が、今まで別立てになっていたのはとても良いところだと思うので、できれば、そこはそのまま残していただいた方が良いのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 弁護士についてですけれども、実は賃金構造基本統計調査の現行で上がってきている数字は非常に少なく、誤差率も非常に大きいというのと、経年ごとのぶれも大きいという状況がございまして、とても単独では調査を続けるのは難しいのかなと判断して、上位項目では法務従事者にくくるという整理をさせていただいたのが事実です。一級建築士についてですけれども、ここについては、確かに資格という観点はあるのですけれども、今回の職種設定の考え方として、基本的には標準分類の中分類を原則とする。その中で、ある程度とれるかというところでやってきたところですが、そこを原則とするというところを踏まえて、今回の新しい職種というところでやっていこうと今考えているところです。

○川口専門委員 時間のないところで申し訳ないですけれども、やはりそれでも、今までの統計との、例えば、「一級建築士」だと、かなりサンプルサイズがあるのですね。ですから、「弁護士」の例は適切ではなかったかもしれないのですけれども、「一級建築士」でないとできない仕事も結構あって、その意味では、例えば、「一級建築士」の賃金が上がっているのもう少しそういう人たちの供給を増やさないといけないとかいう話もあり得ると思うのですね。工学部の定員をどうするかとかいう話。

資格の仕事というのは、全て供給をどうコントロールしていくかということが重要になると思うのですけれども、その上で、賃金というのは非常に大切な指標で、そういう使われ方があり得ます。実際に、私自身も使ったことがあるので、是非、そこは残していただけるとありがたいです。もちろん、原則があるというのは、よく理解しているのですけれども、ここを特出しするような形で聞き続けていただけると、今までの統計との接続性というのもありますし、良いのではないかなと思います。御検討いただければありがたいというようなことですが、よろしくお願いします。

○白波瀬部会長 ある意味で特出しなのですね、この職業というのは。そのこのメリットは分かるようにということみたいですが、この対応表については、御専門の方に検討していただいて、対応表は作られたということですね。何かSEというのも色々な種類があって、「システムコンサルタント・設計者」となるのかなと一瞬思ったりもしたのですが、この辺り、嶋崎委員、何かありますか。社会学といいますか、職業について、大丈夫ですか。

○嶋崎委員 出現しないから、何といたしましょうか。ごめんなさい、もう少し整理させてください。

○永瀬委員 質問してもよろしいですか。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○永瀬委員 今、この別紙2を見ていて思ったのですが、よろしいですか。

○白波瀬部会長 はい。

○永瀬委員 前回の職種区分と結構、内容が違うようにも思うのですが、これは前回部会の資料に加えて、前回の職種区分と比較したものと思ってよろしいのですか。

○嶋崎委員 現行の職種区分を軸とした表を出してくださいと、前回部会ではお願いして。

○白波瀬部会長 昔とは提示の仕方が違うので。

○永瀬委員 例えば、前回の職種区分だと、203 番に「会計事務従事者」というのがあるのですけれども、今回はそういう方はいなくて、133 番に「公認会計士、税理士」となっていて、次に 134 番に、「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」となっているのですけれども、その辺りが、前回の職種区分の表と今回の職種区分の表の関係性が、いま一つよく分からないのですが。

○白波瀬部会長 前回の出し方が違うのかな。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今回の資料は、現行の職種がどこに該当するかというところでしたので、現行にないものが入っていない形になっています。ですから表の作り方として、新しくできたのを新設という形で作っておけば混乱はなかったのかなと思っていますけれども、会計事務従事者と事務従事者が調査対象からなくなるというわけではございません。

○永瀬委員 それでは、前回のものもあるけれども、加えてこれということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。見方が、現行の職種がどこに移るかという表でございます。前回まで示していましたのは、全体的に、総合的にどう移っていくかという非常に大きな表もございましたし、新しい職種がどこに今該当しているかというところはあったのですけれども、現行の職種がどこに移るかということでしたので、このような形で表を作ったということです。

○白波瀬部会長 ここは、「弁護士」のところを見たら、「弁理士」も「司法書士」も全部一緒に「法務従事者」になってしまったのですね、今回は。これはだから、元々の日本標準職業分類だと別々なのですけれども、これは一緒にしてしまったのですね。こういうことになるのですね、きっと。賃金というところであれなのですが、どうしてなのかという、何かその説明はありますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 やはり調査をやっていく以上、サンプル調査という関係もありまして、しっかり把握できるところと、ある程度サンプルがないとしっかりした数字が出せないというところがあります。そういったこともあって、例えば国勢調査の、いわゆる雇用者数が一定数以上とかというところも見ながらやっていたところでした、実際に法務従事者というところで見ますと、就業者としては、国勢調査では 7 万 9,000 人ですが、雇用者数としては 1 万 2,880 人ということ。そのうち裁判官とか、そういった方も入ってきますし、そういうところもありまして、やはりサンプル的に厳しいのかなというところがございます。

実際に、賃金構造基本統計調査の出てくる数字を見ますと、例えば直近の数字でいきますと、29、30 人でしょうか。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐 29 です。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 弁護士の労働者数、復元ベースで 430 人でした、サンプルベースだとかなり少ない数字です。ですので、これでやっていると、毎年数字が非常に激しく動いていて、いろいろなところから質問を受けたりするのですけれども、私どもとしても回答に窮しているという実態があります。やはり傾向と

して、数字が非常に上がったたり下がったりというところがあるものですから、そういったところを単独として公表していくのは、やはり調査、基幹統計としてどうなのかなというところもあって、ある程度カテゴライズして調査をしていかざるを得ないという判断の下で、法務従事者という形でくくっているというところですよ。

○川口専門委員 もちろんサンプルサイズが小さいとぶれるというのは、別にそう言えば、それで済む話なのではないかと思います。あとは、もちろんサンプルサイズの問題はありますけれども、他の資格職でサンプルサイズが大きいものもたくさんありますし、「技術士」というのは、本当に技術者ではなくて、そういう資格があるのですよね。ものすごく限定された人たちで、その中に細かい分野みたいなものがあるという形になっていて、やはり資格というのは、ほんとに国が、あるいは団体がコントロールしているものなので、そのコントロールが適切に行われているかどうかを調べるためという目的を考えると、1つ非常に重要な視点で、その視点を全く抜きにして、サンプルサイズだけ、職種分類におけるサンプルサイズだけを切り口にして整理してしまうのは、もちろん原則が変わったというのは分かるのですが、今までせっかく賃金構造基本統計調査の良い部分があったのに、その部分を失ってしまうことで、非常に残念な感じがするので、できる限り、もう一つ、資格が要るのかどうかという視点も入れていただいて、整理していただくことができないかなと思います。

○白波瀬部会長 この辺り、これは1つのカテゴリーが、「弁護士」が「法務従事者」とすごく大きくなっていて、確かに「技術士」という中は、細かく技術者という形でブレークダウンされているのですよね、新しく。どちらかという、今まで賃金構造基本統計調査で出ていた職業が、今までの既存の日本標準職業分類の中のカテゴリーのどこに入るのかが分かれば、それで良いと思っていたのですが、ただ、「一級建築士」が「建築技術者」になったり、「弁護士」が「法務従事者」になると、カテゴリーそのものの実質的な範囲が大きくなることになってしまうので、「弁護士」は「弁護士」で残しておいて、それでその他のものを1つ作るということまでは、できないという感じなのではないでしょうか。ここのものは全部、「法務関係者」というぐらい、みんな該当数はあるということでのカテゴリーになっているのですか。それより低い、少ないところはないのですか。もし、そこの御説明であるとする、できるだけ1つのカテゴリーに該当する人たちの数が、セルの数値が、度数が、みんなそれよりも下だということはないような形で作りましたということになるのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今、個別の話になっておりますけれども、法務従事者でいきますと、サンプルサイズ的にここは厳しいと本当に思っています。かといって、法務従事者は、原則、中分類としている中、やはり数が少ないからほかの分類と統合すべきか、という逆転の発想もあるのですが、そこはやはり中分類でいくべきでしょうという感覚で法務従事者でくくっているというのが事実です。本当はここは、どう言ったらいいのですか、いわゆる雇用者という形でなかなか出てこない分類なのです。

○白波瀬部会長 自営業で弁護士をしているというのが多いからということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 ええ、そういった事情もあって、やはり賃金構造基本統計調査の中で把握するのは難しいと考えているのは事実です。もう一つ、技術士の方ですけれども、これは非常に難しい問題がありまして、やはり標準分類準拠というところで行くと、本当にあちこちにカテゴリーが分かれてしまうものですから、そういった観点で、ここはそれぞれに分けてというところにするべきではないかと判断したわけですが、技術士という形でとっていくとなると、また、なかなか難しい考え方もあるのかなと思っています。ほかの、例えば一級建築士であれば、そこは建築技術者の中の1つのカテゴリーととれるのですけれども、技術士は分類横断的になっているところが非常に難しさがあるといったところで、今回はこのような形でやっていきたいという提案になっています。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。委員からも強い要求もあったのですけれども、あとは何か、「その他」と言ったり、「他に分類されない」と言ったり、この辺りがすごく気になるところなのですけれども、「その他の加工処理従事者」になっていたり、「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」になっていたり、何かこの辺りは体系的に確認してもらっていたのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 それは日本標準職業分類の名称をなるべく踏襲するようにしてしまっていて、日本標準職業分類で、中分類で「その他」を使っているときは、小分類で「他に分類されない」を使っていたり、中分類で「他に分類されない」を使っていたりしていろいろなので、なるべくそれに準拠するように考えているということです。

○白波瀬部会長 それは、「他に分類されない」ということは、日本標準職業分類に準拠して、こうしましたということですか。

○長山厚生労働省労働基準局労災保険業務課課長補佐 合わせている、名前はなるべくそうしているということです。

○白波瀬部会長 分かりました。いかがでしょうか。職種分類は、議論し始めると本当に深いものがありまして、切りがないのですけれども。「法務従事者」だけでも「弁護士」に変える、それは難しいかな。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 やはり統計実施者として、公表に耐えられないという判断はありますので、その観点からすると、部会審議の結果として、「弁護士を単独でとるべし」という御判断をされるのであれば、やはりそれに従うということはありますけれども、実施者としては難しいということをお答えせざるを得ないと考えております。

○白波瀬部会長 それだけではなくて、他のも「医師」とか「薬剤師」とか、それぞれ別立てというのはあるのですよね。ここだけ専門職が別立てになっているのは、該当数が多いからということですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 本日の分類だとよく分からないかもしれませんが、実際、医師とかの分類、中分類で見ますと、「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」という区分になっております。ただ、そこでいっても、やはり違うのでは

ないかというのと、現行でもこの職種をとっているというのと、サンプルサイズ的にいきますと、獣医師は厳しいところがあるのですけれども、ほかのところはそれなりのサンプルサイズがあるのではないかというところも踏まえて存続して、標準分類でいきますと、小分類ベースですけれども、調査を続けていくといったところで整理しています。

○永瀬委員 前回部会でいただいた表を見ますと、例えば、「一級建築士」というのは日本標準職業分類に入っていないので、そこは入ると乱す形になりますけど、ただ、「弁護士」や「弁理士」は実は入ってはいるので、番号は付けるけど、公表は大きくするという方法もない訳ではないとは思いますが。日本標準職業分類に合致したナンバリングは、そのままできるけれども、すごく少ないところは公表しない、つまり、小さい分類ではなくて大きな分類で出すという方法もないことはないということもあると思います。私は今回、大きく進んだとっていて、非常に素晴らしいことだと基本的には思っております。でも、ここは重要なところなので、よく見るということは大事なのかなと思っております。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございます。私も前進だとは思いますが。ただやはり、ものすごく正論を言うと、僭越なのですが、やはりカテゴリーを作るというのは、カテゴリーを作る基準の概念がある訳です。例えば、スキルとか資格とか、それでもってカテゴリーを作るのです。そのカテゴリーの結果、どういう分布が得られたかは次で、その分布を基に、またカテゴリーに戻るといった作業は、若干アドホックというか、少し違うのではないかと思います。

ですから、そこが、川口委員は、資格がというところがあるので、ということではあるのですけれども、日本標準職業分類では「弁護士」があるというところなので、今、永瀬委員おっしゃったように、「一級建築士」は名前がないので、日本標準職業分類のカテゴリー一名に変えましょうと。これが上位のカテゴリーになりますからね。そこは正しい手続だとは思いますが。ただ、「弁護士」というのは、日本標準職業分類にあるのに一緒にしているという感が、少しそこは気になる場所と言いますか、正当な考え方としては、気になる場所です。どうでしょう。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今回の職種分類の考え方の1つとして、日本標準職業分類の中分類を1つのベースとするということをお示しさせていただいています。その中でも特殊なものであれば分けるとかはありますけれども、実際、弁護士は標準分類の小分類でカテゴライズされているといったところも踏まえて、中分類の法務従事者として整理させていただいたというところです。

○白波瀬部会長 中分類のこのところという意味ですね。だから、「医師」。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 一方で、医師については、実は中分類としては、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師ということになりますけれども……。

○白波瀬部会長 これが中分類になっているから。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 中分類なのですけれども、現行の調査においてもこの分類でとっているということも踏まえて、実際に標準で小分類でもあるといった状況です。小分類であるというところは1つのカテゴライズとしての整合性という、1つの目安にもなるというのがありましたので、継続してとっているといった

ところ。ですので、個別にそれぞれ判断したところがありますので、これについては重要な職種だということがあれば、そういう検討をしながらやってきた中で、今、御指摘のあった一級建築士についてどうかということ、そこについて議論したかということ、ここは中分類でと整理したものであるのは事実なので、ここを分けるべきかどうかは、現状の数字も出ているわけですので、現状の数字の動きを見る中では、とり続けることについては、即断はできないのですけれども、ある程度の精度はあるのではないかなという判断だと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。確認ですけれども、やはり中分類で一緒にするというので、確かにカテゴリーを作るといふ、そういう方針で来られたということは、そうなのですよ。そういう意味では、確かに、中分類では「法務従事者」ということで、「検察官」も「弁護士」も「裁判官」もみんな一緒になっているのです。そういうことですね。ということですが、川口委員、この辺りどうでしょう。厚生労働省が中分類でというのは一貫しておっしゃっていたことで、それについては正しいということで、ここまで来た経緯がありますので、それについては、私としても、やはり中分類でという方針を作られて、それで議論も積み上げてきたという経緯からは、ここでは「法務従事者」ということではいかがでしょうか。確かに、資格とかいう点では、全部入り込んでいるのですけどね。

○嶋崎委員 そうですね、それはもう中分類自体の問題ですから。

○白波瀬部会長 今度は、中分類の議論になるから、そこまでは。

○嶋崎委員 それはもう致し方ありませんので、むしろ今日、現行職種を軸に整理すると、こういうように見えてくるということが分かりましたので。

○白波瀬部会長 確かに。

○嶋崎委員 この提案で私は良いと思いますけれども、それを今後、こう変えますということを示すときの注意書き等々のところで、あくまでも中分類を軸に分布を見て、一部分は小分類を使ったという、そこを強調しながらの御提示の仕方に留意していただくということで、よろしいのではないのでしょうか。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。丁寧な説明ということで、すみませんが、それでお認めする方向で進ませていただきたいと思います。繰り返しですけれども、かなりカテゴリーが変わります。名称も変わりますので、この辺りは、過去との比較ということも改めて作成していただくことにもなるかと思いますが、すみませんが、その点、どうかよろしく願いいたします。

すみません、少し時間が超過したのですけれども、最後、集計事項の変更につきまして、御説明をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 では集計事項の変更でございます。推計労働者数の多い職業区分に係るクロス集計の追加です。なかなかこれという分類の決め方が難しいところもございまして、職業大分類について、学歴別、あるいは雇用形態別の集計を追加したいと考えております。具体的にはあとの方についております別紙3を御覧いただければと思っております。賃金構造基本統計調査で言います、いわゆる基

本的な集計表、追加集計表、1、2、3、4とありますけれども、追加集計表1が賃金構造基本統計調査の基本的な集計表と見ていただければと思います。追加集計表2が、経験年数別の表でございます。

ここでの区分についてですけれども、資料の一番最後の方の2ページを見ていただければと思います。最後から2番目のところ、「試験調査における職種（大分類）学歴別サンプル数及び構成比」、すみません、構成比がなくてサンプル数のみなのですが、こちらを見ていきますと、大学院卒がやはり、「専門的・技術的職業従事者」のところはある程度、数字はとれると判断しているのですけれども、やはりその他のところが非常に厳しい状況となっています。それと「保安職業従事者」「農林漁業従事者」も、職業種類別に見ると非常に少ない。保安職業従事者についてはどうかと思いますけど、農林漁業従事者については、この調査の特性上、農林漁業は対象外ですので、このような結果になっております。ですので、これらのところについて、保安職業従事者と農林漁業従事者で、「その他」としてまとめると。大学院卒については「大学卒」とまとめるといったところを考えております。

雇用形態別に見た表が一番最後の表ですけれども、こちらについても、やはり職種別に見るとこのような状況でして、この区分については単独でいくのは厳しいのかなと思います。ただ、調査の結果として、今後サンプル数が確保できるのではないかということがあれば、公表については検討したいと思っておりますけれども、現状では、この辺については合併してやりたいと思っております。

あと、区分についてはここに記載してあるとおりでして、追加集計表1が学歴別、3が職種別、雇用形態別ですけれども、基本的には、企業規模10人以上を対象とするということ考えているところです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ヒットが少ない場合、多分、大学院、大学の辺りは、一緒にせざるを得ない結果表も出てくると思います。この辺り、いかがでしょうか。永瀬委員。

○永瀬委員 大変充実した表をありがとうございました。私、今回、役職番号と職種番号が別々になったということから、例えば、事務職の中の役職者がどのような給料なのかと、それが例えば、男女別にどうなのかとか、あるいは生産工程の中とか、サービス職、人数が多そうなところがございますけれども、そこと役職の関係を見た、よくある年齢階級別の賃金カーブがありますけれども、あれを役職と非役職みたいなカーブを職種別に見れるようなものがあるとすると、今回の職業別のデータを示した新しい図として、注目されるかもしれないと思います。それでそれを、あと経験年数別で見るとというのが新しい部分になりはしないかと思うので、御検討いただけたらありがたいと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今日の午前中の企画部会でも、西村委員長から集計表についての御発言がございまして、未来永劫、集計を変えないということではないと考えています。ただ一方で、実際にその集計ができるかどうかというところは、やはりいろいろ、実際に集計をしてみて、特別集計なりをしてみてどう出てくるかを見ながら判断する必要もありますし、今、永瀬委員からいろいろ御指摘、御提案あり

ましたけれども、そういった提案を、これからもきちんと受入れながら、それをどう検討していくかというところでやらせていただければと思っております。今回の集計としては、この範疇ということで、将来的に検討を続けていくというところで整理させていただけないかなとは思っています。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、御検討いただいてということで。

○永瀬委員 是非、前向きに検討いただきたいと思います。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 将来的にということです。

○白波瀬部会長 嶋崎委員、何かありますか。

○嶋崎委員 大丈夫です。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

ありがとうございます。集計内容につきましては、色々なことがあると思うのですが、でも、せっかく色々なところで改善が出ていますので、その改善結果を積極的に御提示できるような形で工夫していただけますとありがたいと思います。ただ、基本的なところということで、調査実施者側もなかなか慎重になるという気持ちも分かるのですけれども、どうかよろしく御検討ください。

すみません、時間がありませんけれども1点だけ。未集計・未公表事項につきまして、今後、どのように対応するのかについて、お答えできましたら、この時点でいただきたいなと思っているのですけれども、この点につきまして、いかがでしょうか。今日の配布資料にありましたか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 よろしいですか。説明させていただきます。資料2-2で「審査メモで示された論点に対する回答」の、これは抜粋版という形になります。

○白波瀬部会長 抜粋ですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。出していただいております。今年4月に判明いたしました未集計・未公表事案に対する対応ということで、これまで部会の中で御説明させていただいて、特段、御議論もなく来たところでございますけれども、この資料の中で、①の「職種、年齢階級別所定内給与額」の最後のところで、公表時期について一応記載しておりまして、公表時期をこれまでの資料の中では、令和元年8月末までの完了を目指す旨と記載させていただいております。そこを、今回の答申を受け次第速やかに公表することとしたいと変更させていただければと考えております。

この原因につきましては、今回の調査計画変更の審議についての結論を受けて、この事案の公表を行うということを私どもは想定しておりましたけれども、私ども、いろいろ皆様方に対する御意見のキャッチアップができていないところもございまして、まだ審議が続いているということです。そういうことで、8月末までには一定の方向性が出ているのではないかと考えたところもございまして、そういったことで8月末までを目指すとしたのですが、今回の審議を受けた結果として出したいと考えておりますので、このような形で変更させていただければと思っております。

○白波瀬部会長 それでは、できるだけ速やかに御対応いただくということですね。よろしいでしょうか。永瀬委員。

○永瀬委員 前回の統計委員会での人口・社会統計部会の審議状況の報告の中で、欠損値の処理の変更ということは、あまり報告されていなかったもので、是非報告していただければと思います。よろしくお願いします。

○川口専門委員 回収率のお話ですか。

○永瀬委員 そうそう、ごめんなさい。回収率の。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 恐らく、今までの、現在の賃金構造基本統計調査の推計方法が、回収率を考慮しない形で労働者数を推計しているとありますので、それについて、これまでも説明させていただいたとおり、母集団に近づくように戻すと。いわゆる回収率を考慮した形で推計するという方向に見直すということで説明をさせていただいているということでございます。

○永瀬委員 復元倍率も変わってきますよね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 当然、今の復元方法については、いわゆる事業所抽出率の逆数を復元倍率にしておりますけれども、それを事業所数との実際の調査数、その比率で復元をするという形で変えるということ。

○永瀬委員 そうすると多分、値もずっと変わってきますので、その報告がされていなかったの。これを見ると、それがこの資料の中に入っていなかったと思いますので。

○白波瀬部会長 少し今までの議論を整理してみます。いずれにしても、次回の部会でできれば最後にしたいということですので。ごめんなさい、私も昨日、永瀬委員に言われていて。

○永瀬委員 ここに何か載っていないなど。今まで集計事項の変更だけではなくて、集計事項及び推計方法の変更みたいなタイトルになっていたのですが、今回は集計事項の変更だけになっているので。

○白波瀬部会長 参考のところですね。変更内容等のところで、回収率についてのところがしっかり明記されていないのではないかと御指摘ですね。

○永瀬委員 そうです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 恐らくその件については、項目2の諮問第127の答申について、(3)のところになるかと思っております、この中の回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更というところに該当するかと思っておりますけれども。

2番の諮問第127の答申、「賃金構造基本統計調査の変更について」における、今後の課題への対応状況についての(3)の中の一つ最後のところです。回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更のところでございます。

○永瀬委員 分かりました。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これについてはこれまでも部会の中で説明させていただいたところです。

○永瀬委員 そうでしたか。気がつきませんで。

○白波瀬部会長 すみません、ありがとうございました。

それでは、以上、大変時間が超過してしまって申し訳ありません。幾つか再提出ということで、資料の御準備をお願いしたいと思います。活発に御議論いただき、大変ありがとうございました。

本日の議論につきましては、追加で御質問、お気づきの点がございましたら、短期間で恐縮でございますけれども、来週9月4日、水曜日までに事務局までメールにより御連絡いただきますよう、お願いいたします。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）付 次回の部会につきましては、9月10日、火曜日の14時から開催いたします。会場につきましては、本日と場所が変わりますが、6階の特別会議室で開催する予定です。今回は、本日の審議事項で、調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、答申案の構成や整理の方向について審議したいと考えております。また、委員の皆さまにおかれましては、本日お配りした資料につきまして、お荷物になるようであれば、席上に残したままにしていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上に御用意いたします。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて照会いたしますので、御協力のほど、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。大変ありがとうございました。